

令和2年1月10日

厚生常任委員会報告資料

福祉子どもみらい局

目 次

ページ

1	津久井やまゆり園利用者支援検証委員会の設置について……………	1
---	--------------------------------	---

1 津久井やまゆり園利用者支援検証委員会の設置について

県では、施設における利用者目線に立った支援を目指すため、県立障がい者支援施設である津久井やまゆり園に係る、指定管理者としての利用者支援の状況や、法人としてのガバナンス体制、施設設置者としての県の関与等について、専門的見地から検証するため、津久井やまゆり園利用者支援検証委員会を設置しました。

(1) 第1回検討委員会開催日時

令和2年1月10日(金曜日) 13:00～15:00

(2) 会場

神奈川県庁新庁舎5階応接室
(横浜市中区日本大通1)

(3) 出席予定者

氏名	役職名等
大塚 晃	上智社会福祉専門学校特任教員、元上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
佐藤 彰一	國學院大學教授、弁護士、全国権利擁護支援ネットワーク代表
野澤 和弘	一般社団法人スローコミュニケーション代表、元毎日新聞論説委員

(五十音順：敬称略)

(4) 内容

- ・ 検証委員会の設置について
- ・ 津久井やまゆり園における支援内容の検証について

津久井やまゆり園利用者支援検証委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 利用者目線に立った福祉施策の検討に資するよう、県立障がい者支援施設である津久井やまゆり園に係る、指定管理者としての利用者支援及びガバナンス体制、同園に対する施設設置者としての神奈川県の間与等について専門的な見地から検証するため、津久井やまゆり園利用者支援検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。ただし、津久井やまゆり園事件の公判に関するものは除く。

- (1) 津久井やまゆり園における過去の利用者支援に係る内容の検証及び現在までの支援の変化等の検証
- (2) 指定管理者の法人としてのガバナンス体制の検証
- (3) 前2号に係る施設設置者である神奈川県の間与の検証
- (4) 施設における利用者目線に立った支援のあり方の提言及び施設設置者である神奈川県の間与の施策への提言
- (5) その他必要な事項

(構成員等)

第3条 委員は、3名をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから1名ずつ選任する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 法務に関する識見のある者
- (3) 障害者政策に精通した者

3 委員の任期は、選任の日から令和3年3月31日までとする。

(委員会)

第4条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、会務を総理し、必要に応じて委員会を招集する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

5 委員長の任期は、委員としての任期と同じとする。

(委員会の公開)

第5条 委員会は、神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）第5条第1号及び第2号の規定に該当する事項について所掌するため、原則として非公開とする。

2 前項の規定による事項を所掌しない場合は、委員長が委員会に諮って公開とすることができる。

(関係者の意見聴取)

第6条 委員会は、必要により議事に関係のある者の意見及び説明を聴取することができる。

(指定管理者資料等の利用)

第7条 委員会は、必要により、施設設置者である神奈川県が指定管理者から提供を受けた資料及び情報を利用することができる。

(事務局)

第8条 委員会に事務局を置き、事務局長は理事（共生担当）が、事務局次長は福祉子どもみらい局参事監（共生担当）が務める。

2 委員会に関する庶務は、神奈川県福祉子どもみらい局総務室が行う。

(秘密の保持)

第9条 委員及び出席した者等委員会の関係者は、個人情報保護に十分留意し、正当な理由なくその職務に関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月9日から施行する。